家庭での男女共同参画

✦ 介護リスクに弱い家族 ✦

最近家族の間での痛ましい事件が後を絶ちません。事件とまではいかなくても、核家族での育児不安、老々介護、親子・夫婦のコミュニケーション力の低下など現代の家族はさまざまな問題を抱えています。これらの問題に家族はどう向き合えばよいのでしょうか。

第二次芦屋市男女共同参画行動計画（ウィザス・プラン）では「男女が共に自立し、安定した生活の確保を目指す環境の整備」を基本目標の一つに掲げ、これまで女性の仕事とされてきた育児や介護を、男女で分かち合い、また社会全体で支えることを目指しています。

今回は、高齢者福祉が専門の斉藤弥生氏とともに、家庭での男女共同参画について考えていきます。

問い合わせ　男女共同参画センター
☎38-2023／FAX38-2175
（〒659-0092 大原町2-6 ラ・モール芦屋2階）
Eメール　josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp

男性介護者が困っている「家事」

「老後に夫と暮らすと、妻の死亡リスクが約二倍に高まる」という調査結果が話題になった。七十五～八十五歳の高齢者では、女性は夫がいる人が、夫がいない人に比べ、死亡リスクが二・〇二倍高い。逆に男性は、妻がいる人の死亡リスクが低いのである。

朝日新聞一月二十九日の記事によれば、調査を行った愛媛県の藤本弘一郎医師は次の二点を指摘している。一つ目に、夫の依存が妻に負担をかけていること。二つ目に、妻に先立たれると夫は身の回りのことを助けてくれる存在を失い、夫自身の死ぬ危険性が高まることである。藤本医師は「夫が家事などを覚えて自立することが大切だ」と話している。

《プロフィール》
斉藤　弥生（さいとう　やよい）氏
大阪大学大学院人間科学研究科助教授。
専門は高齢者福祉、自治体行政、市民参画に関する研究および北欧との比較社会研究。介護保険問題にも詳しい。主著に「体験ルポ日本の高齢者福祉」「高齢社会と地方分権」「転ばぬ先の介護ハンドブック」

在宅における家族介護者の約二五％を男性が占める時代となった。

不動産業を家族で営む友人（男性四十歳）がいる。両親と本人の三人暮らしだが、母親（七十五歳）が脳梗塞で倒れ、訪問介護（要介護四）を利用しながら在宅で生活することになった。

「介護で大変ですね」というと、彼は次のように語った。「母親自身は訪問介護が受けられるのでいいのですが、一番困っているのは父親と自分。これまで食事の支度も、掃除も、洗濯も全部、母がやってくれていたので」。結果、父親（七十八歳）も本人も体調を崩してしまった。母親や妻が倒れると、家族全体の生活リズムはいとも簡単に崩れてしまう。

京都新聞一月二十日の記事によれば、男性介護者では、「介護」以上に「家事」に困っている人が多いという。立命館大学の研究者らは、十七都道府県に住む五百人の男性介護者（有効回答二百九十五件）を対象にアンケート調査を実施したが、回答者の約六割（百七十二人）が二人暮らしで、男性介護者が一人で介護を担っている状況だった。回答者で家事に困っていない人は、わずか六十人。つまり、残りの約八割の人が家事に困っている。最も困っているのが「炊事」（百二十八人）、次いで「裁縫」、「掃除」、「家の管理」、「買い物」であった。

夫に家事ができなければ、妻自身の死亡リスクも高まり、将来、自分が要介護になった場合の在宅生活も困難になる。その点では、女性にとっても「家事ができない男性が悪い」と簡単に見逃すわけにもいかない。また男性介護者問題は、要介護高齢者を増やしかねない点からみても深刻である。

介護に負けない家族に

それにしても「男は外、女は内」という性別役割分業型の家族は、人生に降りかかるさまざまな生活リスクに弱い。

家計を支える夫が失業すれば、家族全体が生活に困り果てる。家事を一人で担ってきた妻が病気になれば、家族は食事さえできなくなる。

高度経済成長の時代には、リストラや失業もなく、介護問題もなかった。その中で、性別役割分業型家族は日本の経済発展に有効に機能してきた。

しかしながら、性別役割分業型の家族こそが、生活リスクに弱い家族になっている事態をどう考えればよいのか。人生におけるさまざまなリスクに負けない家族でありたいものである。

そのためには、夫も妻も一人ひとりが自立できる社会保障制度を考えなければならない。

また同時に「家事は妻任せ」という生活のあり方や習慣の見直しが求められている。

介護の問題も、介護保険制度だけでは解決できず、男女共同参画社会づくりの視点が求められている。

老後の「家事」は誰がする？

在宅介護を支えるサービスに「訪問介護」がある。「訪問介護」には「身体介護」と「家事援助」がある。「身体介護」は入浴、排せつ、食事介助など、要介護者の在宅生活を支えるために、その身体機能の低下を補うものである。

「家事援助」は掃除、洗濯、調理などの家事をサポートする。

二〇〇〇年に導入された介護保険制度は日本において、介護の問題を社会で解決していこうとする方向性を示した。しかし最近、在宅介護をする家族のかたから、「『家事援助』が減らされた」という声をしばしば耳にするようになった。高齢化が進み、介護財源の確保が難しくなる中で、保険や税金では、家事の面倒まで見られないという流れがある。

それならば高齢者世帯では、誰が家事をすることになるのか。介護者の中には「これまで会社人間で、家事などは一切やったことがない」という場合もある。また「家事は好きだが、高齢で体力もなく、病気なので毎日の家事ができない」という場合もある。

「家事援助」が削減されていけば、理由を問わず、自分でできない分は自費で「家事援助」を購入せざるをえなくなる。しかし家計に余裕がなければ「家事援助」は買えない。結局は家族が無理して家事をし、疲れ果てて、健康を害してしまう。

今後、介護保険制度が「身体介護」に重点化されていくにしても、「家事援助」は生活を支えるサービスの一つとして守られるべきだと思う。例えば、現状の自己負担一割を二～三割に上げるなどしても、制度の中でその必要性をきちんと位置付けていくべきであろう。

ウィザスあしや（男女共同参画センター）の催し

問い合わせ　ウィザスあしや　☎38-2023/FAX38-2175

『嫌われたくない！』それがデートDVへのきっかけ　①
大切な相手とのいい関係を築くため、未婚カップルに広がるデートDVについて考えてみませんか。
■日時　3月17日(土)午前10時～正午　■講師　W・Sひょうごスタッフ　■定員　先着30人　■受講料　300円　■一時保育　あり

共生を求めて－どんな家族でありたいですか－　②
居心地のよい家庭、共に生きていく家族のありようについて、社会学や法律の専門家と一緒に考えてみませんか。
■日時　3月19日・26日(月)午前10時～正午　■内容　19日「社会学から家族をとらえる」立命館大学産業社会学部助教授・斎藤真緒氏／26日「法律からみた家族」弁護士・中村留美氏　■定員　先着30人　■受講料　600円　■一時保育　あり

ゆっくり本を読む　一時保育つき大人の読書タイム　③
情報コーナーの図書や資料など読みたい本を手にとって、大人の読書の時間をお楽しみください。
■日時　3月23日(金)午前10時～正午　■一時保育　あり
■対象　子育て中の親(祖父母も含む)と子ども
■会場　①②③いずれも、ウィザスあしや　■一時保育　①②3月13日(火)までに要予約。2歳から就学前の幼児・先着8人。1人1回300円　■申し込み　③は電話で、①②ははがき、電話、ファクス、Eメールまたは直接窓口へ。講座名・住所・氏名・電話(ファクス)番号・一時保育(子どもの名前、生年月日)を記入し、ウィザスあしや(男女共同参画センター)へ。

ウィザスあしやフェスタ展示
リボンでつなぐ男女共同参画(共同制作)・グループ展示
■期間　3月3日(土)午前10時～午後3時／3月5日～29日(土・日・祝を除く)午前9時～午後5時　■会場　ウィザスあしや(男女共同参画センター)

女性相談予約　☎38-2022　専門の相談員が相談に応じます
【女性の悩み相談<要予約>】
■日時　毎週金曜日　午後1時～4時
■内容　夫婦・家族関係、心の悩みなど
【暴力(DV)に関する相談<要予約>】
■日時　3月7日（水）午後1時～4時
■内容　夫や親しい関係にある男性からの暴力(DV)
※いずれも会場は、ウィザスあしや(男女共同参画センター)

谷崎潤一郎記念館の催し

問い合わせ　谷崎潤一郎記念館　☎23-5852/FAX38-3244
Eメール　ashiya-tanizakikan@rhythm.ocn.ne.jp

【展示室】常設展　谷崎潤一郎　人と作品　　3月21日(水)まで

【ロビーギャラリー】安澤阿弥　雛様様展(3月3日～4月3日)

【谷崎文学朗読会】「源氏物語」朗読シリーズ第3回　「若紫」
■日時　3月17日(土)午後1時30分～3時　■会場　谷崎潤一郎記念館　■内容　美記崇子、岩佐光世(朗読グループRST)による朗読　■会費　1,000円(入館料、ドリンク代含む)　■定員　35人　■申し込み　電話、ファクス、Eメールで上記へ

【特別企画】芦屋の雛めぐり　<午前コース・午後コース>
■日時　3月10日(土)①午前9時40分②午後1時　■内容　①雛めぐりと「いそ貝」で懐石②雛めぐりと記念館で雛雑煮または雛ぜんざい　■コース　〈貸し切りバス〉JR芦屋駅→ヨドコウ迎賓館→美術博物館→谷崎潤一郎記念館など　■参加費　①8,500円②4,000円　■定員　各コース・22人　■申し込み　電話で上記へ

【特別企画】芦屋・桜(はな)散歩「芦屋川沿いに昔を訪ねる」
■日時　4月1日(日)午前9時30分～午後1時30分　■集合　阪急芦屋川駅北側集合　■内容　芦屋川沿いに歩き、芦屋の史跡・昔の芦屋人をしのび、記念館で昼食後解散　■参加費　3,500円　■定員　22人
■申し込み　電話で上記へ
《3月の休館日》月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日)
3月22日～26日　展示品入れ替えのため休館

課税課のお知らせ　手続きはお済みですか

■出国時の市税の納付
個人市民税・県民税は毎年一月一日現在で芦屋市内にお住まいのかたに、また、固定資産税・都市計画税は毎年一月一日現在で固定資産（土地、家屋、償却資産）をお持ちのかたに、それぞれ課税されます。出国される場合には、納税管理人選定等の手続きが必要ですので、下記にご連絡ください。

個人市民税	課税課市民税担当　☎38-2016
固定資産税	課税課固定資産税担当　☎38-2017
納税相談	収税課　☎38-2014
口座振替	課税課管理担当　☎38-2015

■軽自動車税
軽自動車税は毎年四月一日現在で軽自動車(原動機付自転車を含む。)をお持ちのかたに課税されます。廃車・譲渡した、あるいは盗難にあった場合でもそのままにしていると課税されます。すぐに廃車等の手続きをしてください。また、転出される場合は芦屋市で廃車、新しい住所地で登録の手続が必要です。海外へ出国される場合も廃車の手続きをしてください。左記で必要な書類を確認し、必ず手続きをしてください。

種　別	手続きの場所
・原動機付自転車(125CC以下) ・小型特殊自動車	課税課管理担当(13番窓口) 〒659-8501　精道町7-6 ☎ 38-2015
・軽自動車(二輪) ・二輪の小型自動車	神戸運輸監理部兵庫陸運部 〒658-0024　神戸市東灘区魚崎浜町34-2 ☎ 050-5540-2066
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会兵庫事務所 〒651-2145　神戸市西区玉津町居住字孫田67-7 ☎ 078-927-3648

なお、軽自動車税は年度途中で廃車しても月割計算しません。

■自動車の検査・登録申請
毎年、年度末は、自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑して、長時間お待たせすることになります。比較的すいている三月中旬までにお済ませください。
なお、継続検査は、自動車検査証の有効期限の満了する日の一カ月前から受けられます。

神戸運輸監理部兵庫陸運部	
登録関係	☎050-5540-2066
検査関係	☎078-453-1102
ユーザー車検予約専用電話	☎050-5540-2166

美術博物館のお知らせ

☎38-5432/FAX38-5434（〒659-0052　伊勢町12-25）
http://www.ashiya-web.or.jp/museum/

美博ミュージアムコンサート
～ベーゼンドルファーとともに～

■日時　三月十八日(日)
午後二時～三時二十分
■会場　美術博物館ホール
■内容　ピアノ演奏とトーク
＊演奏はベートーベンのソナタ「月光」ほか
■講師・演奏　横井和子氏
■定員　百人
＊直接会場へ

横井　和子氏

[春のアートフリーマーケット　出店者募集]
■日時　5月3日(木・祝)・4日(金・祝)午前10時～午後5時　■会場　美術博物館前庭　■内容　個人(またはグループ)の創作作品を作者が直接店頭で販売。古物・古着・既製品・仕入れ品等の日用品は不可
■対象　2日間通して出店できるかた
■出店件数　40店程度　■費用　2日間の売上げの15%　■申し込み　3月12日(月)<必着>までに、所定の申込書(美術博物館ホームページからダウンロード、または電話で請求)と販売予定の作品2～3点の写真を上記まで。
＊撮影と異なる場合は、出店をお断りします。

「コレクション展」開催中(最終日)
古今雛・白髪一雄・元永定正らの作品を展示

「みんなで歌いましょう」
■日時　3月9日(金)午後1時30分～3時　■会場　美術博物館・講義室　■講師　加藤純子(指導・歌)、沖倫子(ピアノ)
■内容　展覧会の見所、みんなで歌いましょう～春の歌～　■参加費　歌集代100円(歌集を持っていない人のみ)

●お詫びと訂正　平成19年2月15日号の中でファクス番号に誤りがありました。正しくは「38-5434」です。お詫びして訂正します。

公民館・子ども教室楽しい催し

問い合わせ　公民館　☎35-0700／FAX31-4889
（〒659-0068業平町8-24）

紙で作る未来のあしや
■日時　3月24日(土)午後1時30分～3時30分
■会場　市民センター201・202室　■内容　江戸時代から伝わるペーパークラフト『たてばんこ』作り　■講師　さんぴぃすのみなさん　■対象　小学生30人(3年生以下は保護者同伴)　■持ち物　色鉛筆・マジックなど　■費用　600円

これは科学か錯覚か　－視覚トリックの謎に挑戦－
■日時　3月31日(土)午後1時30分～3時30分　■会場　市民センター203室　■内容　だまし絵など視覚トリックの謎を学んだ後、飛び出す絵(3D)作りにチャレンジ　■講師　さんぴぃすのみなさん　■対象　小学生30人(3年生以下は保護者同伴)　■持ち物　筆記用具　■費用　600円

■申し込み　はがきかファクスに、教室名・住所・氏名・学年・電話番号を記入し3月9日(金)までに公民館へ。＊応募多数のときは抽選し、結果ははがきで連絡します。

第24回ひょうご花と緑のコンクール　受賞者が決定

問い合わせ
公園緑地課
緯38-2065

このコンクールは職場・学校・自治会等で四季折々に育てられている花や緑を対象に実施。審査の結果、受賞者が決定しました。

芦屋市からは十二件の応募があり、そのうち下記の団体等が各賞を受賞されました。

表彰式は三月二十七日(火)に兵庫県公館で行われます。

◆　受　賞　者　◆
奨　励　賞　アシアン・ユリオプス
産経新聞社賞　芦屋ハイタウン管理組合緑化委員会
朝日新聞社賞　小城朋子氏
県立フラワーセンター園長賞
陽光農園クラブ
レスタージュ芦屋
北棟・南棟グリーンクラブ
県立フラワーセンター賞
ラ・アセーラ芦屋園芸部
多木万壽雄氏・玉江氏

3月　テレビ広報番組ガイド

芦屋市広報番組　あしや30サーティーmin.		放送時間〔30分〕
芦屋市の動き	市立芦屋高校開校	① 8:00
芦屋市政キララ	①地方自治法改正　副市長制度スタート ②ご存じですか？「地区計画」制度	②11:30 ③16:00
トピックス	2分の1成人式	④19:30
お知らせ	第19回　芦屋さくらまつり	⑤22:30
ドラマサーティ	選挙物語	
市民の時間	芦屋に伝わる　しめなわ作り	※ビデオテープ貸出可
エンディング	ヨドコウ迎賓館の雛人形	

※今月は、J:COMスペシャルデー」による放送中止の時間帯はありません。
■番組に関する問い合わせ　広報課　緯38-2006　■CATV全般に関する問い合わせ　㈱ケーブルネット神戸芦屋(J：COM)カスタマーズセンター　錆0120-13-8160

第52回市民寄席　桂　米朝　一門会

桂　米朝
※演目は、当日発表します。

■日時　4月5日(木)午後6時30分開演　■会場　ルナ・ホール　■出演　桂米朝、桂ざこば、桂雀松、桂歌之助、桂吉の丞　■料金　前売3,000円(当日3,500円)<全席指定>　■チケット発売所　(3月2日発売予定)市民センター事務所・グリル業平、市役所売店、モンテメール大蓄、ローソンチケット(Lコード52887)

問い合わせ　市民センター　緯31-4995

お祝い パーティ料理
～人生のく・ぎ・りを華やかに～

■日時　3月8日(木)午前10時～午後0時30分　■会場　市民センター料理室　■定員　先着24人
■参加費　500円　■内容　パエリア、鶏のオレンジ煮、フルーツパンチほか　■持ち物　エプロン・三角巾　■申し込み　電話で3月5日(月)正午までに下記へ

問い合わせ
消費者協会(経済課内)
緯38-2034

リサイクル教室　はぎれで可愛い花のリース
■日時　3月20日(火)午後1時30分～3時30分　■会場　市役所分庁舎2階中会議室　■持ち物　綿や絹などのはぎれ(ブラウス、スカーフ、和服等)、鉛筆、ものさし、はさみ(材料を準備できないかたは申し出てください)　■参加費　200円　■申し込み　電話で消費生活センター(緯38-2179)へ

男の料理講習会
男性が1人でも簡単にできる料理メニュー
■日時　3月15日(木)午後10時～午後1時　■会場　市民センター料理室　■対象　市民在住・在勤の男性先着24人　■内容　イワシのかば焼、土鍋ご飯、和風サラダ、厚揚げのビザ　ほか
■講師　大阪ガス・広谷敏子先生、納田好子氏(助手)　■持ち物　エプロン、三角巾、ふきん、筆記具、食品保存容器　■申し込み　電話で消費生活センター(緯38-2179)へ

こちら消費生活センターです

引っ越しによるトラブル
三月、四月は引っ越しシーズンです。希望に満ちた新生活へのスタートのはずが、引っ越しでトラブルが発生したとの相談が毎年センターに寄せられます。では、トラブルを防ぐにはどうしたらいいのでしょうか。

引っ越しには、準備と時間が必要です。次の点を参考にして、スケジュールを立てましょう。

■**業者選定**
必ず三社以上からの見積りをとり、トラック協会加盟業者(緑ナンバーの営業トラック)を選びましょう。見積りは原則無料で見積り時に内金や手付金はいりません。高額貴重品や宝石類は事前申告を要求する業者もあるので確認が必要です。また、パソコン等壊れやすいものは事前に相談してください。
■**見積書の確認ポイント**
①引越日程　②作業内容　③運賃
④支払方法　⑤家財点数・数量
⑥ピアノ搬送等付帯サービス料金
⑦引越資材の購入品・レンタル品
■**契約後のキャンセル基準**
前日は見積額の十％以内
当日は見積額の二十％以内
解約の場合合は、すでに発生費用についての負担があります。
■**引っ越し後は必ず荷物チェック**
荷物の一部が壊れたり傷がついていたらすぐ業者に連絡をしてください。運送業者の賠償責任は荷物を引き渡した日から三カ月以内となっているので、注意しましょう。
もし、トラブルが発生した場合は、消費生活センターにご相談ください。

問い合わせ　消費生活センター（経済課内）　緯38-2034